



宮 崎 県 公 報

平成19年12月13日（木曜日） 第 1939 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 保安林の指定予定の通知（3件）……………（自然環境課） 1
- 保安林の指定の解除予定の通知……………（ ” ） 1
- 道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課） 2

頁

○道路の供用の開始（2件）……………（道路保全課） 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………（地域産業振興課） 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………（ ” ） 3

告 示

宮崎県告示第 971号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 南那珂郡北郷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、南那珂農林振興局並びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 972号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字屋敷原 43- 2 から43- 5 まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 973号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字入高 1407・1413- 2 ・1414- 1 ・日之影町大字岩井川字畑の尾3017・3019・3019- 1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 974号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 砂防施設用地
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 975号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 都井字中牧 5432番 1 地 先から同市 同大字同字 5427番 2 地 先まで	旧	6.0 ～ 12.0	84.5
				新	12.0 ～ 23.5	79.0
			串間市大字 都井字中牧 5427番 2 地 先から同市 同大字同字 5434番 1 地 先まで	旧	13.6 ～ 18.8	39.0
				新	16.0 ～ 18.8	39.0

宮崎県告示第 976号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 隅谷字山ノ 神丙1703番 1 地先から 同市同大字 同字丙1703 番 1 地先ま	旧	10.6 ～ 11.8	12.2
				新	10.6 ～ 22.8	12.2

			で			
--	--	--	---	--	--	--

宮崎県告示第 977号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	南那珂郡北 郷町大字北 河内字潮岳 8901番 2 地 先から同郡 同町同大字 字佐土瀬81 02番 3 地先 まで	旧	6.9 ～ 19.7 11.3 ～ 36.9	574.5 500.7
				新	11.3 ～ 36.9	500.7

宮崎県告示第 978号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 都井字中牧 5432番 1 地 先から同市 同大字同字 5427番 2 地 先まで 串間市大字 都井字中牧 5427番 2 地 先から同市 同大字同字 5434番 1 地 先まで	平成19年12月13日

宮崎県告示第 979号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 隅谷字山ノ 神丙1703番 1地先から 同市同大字 同字丙1703 番1地先ま で	平成19年12月13日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス小林堤店
小林市大字堤字金鳥居2994番12 外 5 筆
- 2 意見の概要
当該店舗の新設に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により、定める指針を満たしている
ので意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政事務所、宮崎県都城商工労働政事務所及び宮崎県延岡商工労働政事務所
 - (2) 期間
平成19年12月13日から平成20年 1 月15日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスト電器小林店
小林市大字堤字金鳥居3005番 7 外 5 筆
- 2 意見の概要
当該店舗の変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により、定める指針を満たしている
ので意見を有しない。

- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政事務所、宮崎県都城商工労働政事務所及び宮崎県延岡商工労働政事務所

- (2) 期間

平成19年12月13日から平成20年 1 月15日まで